

## 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正及び関係告示の整備に関する告示（案）について

平成30年1月  
農林水産省  
消費・安全局動物衛生課

### 馬伝染性貧血の検査の廃止（規則第9条、10条）

- 1 家畜伝染性疾病の発生状況を把握するため、都道府県知事は、家畜又はその死体の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずることができることとなっており、馬伝染性貧血については、少なくとも5年ごとに検査を行わなければならないこととなっている（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第5条、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第9条）。
- 2 今般、動物衛生課が座長を務める馬防疫検討会本会議により設置が承認された第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議において、平成29年5月、我が国においては馬伝染性貧血は清浄化されたと考えるのが妥当との評価を受け、同年11月の馬防疫検討会本会議においてこの評価報告書が承認された。
- 3 このため、馬伝染性貧血について少なくとも5年ごとに検査を行わなければならない同条の規定を削り、これに伴い検査方法を定める規則別表第1中馬伝染性貧血の区分を削除するほか、同条の規定に基づき定める告示を廃止する。
- 4 なお、同表の規定から馬伝染性貧血を削除することに伴い、規則第10条第1項の表中に馬伝染性貧血を加える。

### 所持に係る規制を措置する病原体の整理

- 1 牛疫ウイルス等の所持に係る規制の強化（規則第56条の3及び第56条の27）
  - (1) 病原体の流出等による伝染性疾病の発生及びまん延の危険性の低減を図る観点から、病原体の所持について、当該病原体の危険度に応じた規制を設けている。

法第2条第1項に定める家畜伝染病の病原体の一部については、法第46条の5の規定に基づき所持しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない、規則第56条の3においてその対象となる病原体（以下「家畜伝染病病原体」という。）を定めている。また、その他の家畜伝染病の病原体及び法第4条に定める届出伝染病の病原体の一部については、法第46条の19の規定に基づき、農林水産大臣に届け出なければならない、規則第56条の27にその対象となる病原体（以下「届出伝染病等病原体」という。）を定めている。
  - (2) 家畜伝染病のひとつである牛疫及び結核病については、世界的に隔離管理体制が強化されているため、牛疫ウイルス及び結核病菌を届出伝染病等病原体から削除し、家畜伝染病病原体に追加することとする。
- 2 所持に係る規制の適用除外とならない病原体の追加（規則第56条の34及び第56条の35）
  - (1) 家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体であって、医薬品、医療機器等の品

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき承認された医薬品等に含有されるもの及びそれに準ずるもののうち、家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがほとんどないものについては、規則第56条の34に基づき法の規制の適用除外としている。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく所持規制の対象とされている病原体のうち、感染症法に基づく所持規制では法の目的を達成できないものについては、規則第56条の35の規定に基づき法の所持規制の対象とすることとしている。

- (2) 牛疫については、1(2)のとおり隔離管理体制の強化の必要性が高まってきている。また、高病原性鳥インフルエンザH7N9亜型については、中国等において家畜にまん延しており、国内への侵入リスクが高まっている。
- (3) このため、牛疫ウイルスを規則第56条の34から削り、高病原性鳥インフルエンザH7N9亜型を規則第56条の35に追加し、法に基づく所持に係る規制の対象とする。

### 3 病原体の名称変更

牛肺疫菌等の名称の変更に伴い、規則第1条、第56条の3第3号及び第56条の34第2号を改正することとする。

監視伝染病の発生予防措置の実施状況に係る月ごとの定期報告の廃止（規則第20条及び第42条第1項）

- 1 都道府県において適切に監視伝染病の発生予防措置を実施しているかを確認するため、都道府県は、毎月及び毎年、特定疾病及び監視伝染病の発生を予防又はまん延を防止するためとった措置を農林水産大臣に報告しなければならないこととされている（法第12条の2及び第35条並びに規則第20条第1項及び第42条第1項）。
- 2 法制定当初に比べて、電子機器の発達に伴い電子メール等を用いた緊急連絡体制が構築され、必要に応じて適宜、疾病ごとに詳細な報告を受けることが可能となっているため、月ごとの定期報告を聴取する必要性は低下してきている。また、緊急時以外の情報収集については、毎年の定期報告により行うことができる。
- 3 このため、毎年の定期報告は存置することとした上で、伝染性疾病の発生を予防するためにとった措置及びまん延を予防するためにとった措置に係る毎月の定期報告については廃止することとする。

患畜等の死体の焼却、埋却及び消毒の規定の改正（法第21条、第23条、第25条、規則第30条、第33条の4、第35条及び別表1、3～5）

- 1 家畜の伝染病が発生した場合には、家畜伝染病の病原体の散逸を防止するため、患畜等の死体、汚染物品及び患畜等の所有者は、家畜防疫員の指示に従い焼却、埋却及び消毒を行わなければならないこととされている（法第21条第1項、第23条第1項及び第25条第1項）。
- 2 この家畜防疫員の指示は、農林水産省令で定める基準に基づいてするものとされており、焼埋却の実施場所等の詳細な規定を置いている（規則第30条、第33条の4

及び第35条並びに別表第3から第5まで)。

- 3 本規定の骨格は、昭和26年の設定以降大きくは変更されておらず、注意事項の追加や告示での追記などで対応してきたが、技術の進歩・現在の畜産の実態により現状とそぐわない状況となっている。また、消毒等の実施者への健康や環境への配慮に関する記載がないことも問題であった。
- 4 このため、法30条及び33条の本文については、病原体の種類に応じて適切に消毒薬を選ぶこと及び実施者への安全配慮について追記し、別表第3(焼却・埋却・消毒の方法)のうち、焼却及び埋却の基本的な実施方法は法第30条に記し、詳細については別途局長通知で示すこととする。また、消毒については、現在、家畜衛生領域で使用されている消毒薬を追加し、「注意」として記載されていた事項については、技術的助言として局長通知により詳細に示すこととする。
- 5 別表4(腐蛆病での消毒等の規定)については、別表3に包含することとし、削除する。また、別表5(消毒設備及び消毒薬の種類)については、これまで疾病別に整理されていたが、消毒の効果は病原体の種類によって分類されるものであることから、病原体別に整理を行うこととする。
- 6 なお、具体的な第30条及び第33条の4の規定については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)」の規定を例とする。あわせて、別表の規定に基づき定める告示を廃止する。

家畜伝染病の具体的な検査方法の改正及び廃止(規則第9条)

- 1 法第5条に基づく検査は、都道府県知事が必要と認めた場合のほか、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血等については、その具体的な方法を規則別表第1に定めている(規則第9条)。馬伝染性貧血については、規則第9条から削除されることから、規則別表第1から削除する。ブルセラ病、結核病、ヨーネ病は、規則別表第1の検査の方法について最新の知見を反映し改正を行う。

指定検疫物に付す標識又は検疫証明書の省略(規則第51条)

- 1 家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防ぐため、法第40条の規定に基づき、指定検疫物を輸入した者は検査を受けることとなっている。検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、規則第51条の規定に基づき、家畜防疫官が輸入検疫証明書を発行するとともに、未検疫物との混同を避けるため、当該物に標識を付さなければならない。
- 2 多くの指定検疫物は、動物についてはマイクロチップによって、動物以外のものについては電子情報処理組織によって管理しており、標識を付さなくとも未検疫物との混同は避けられる。また、法制定当時に比べ、指定検疫物の輸入量が大幅に増加しており、限られた人員で検疫業務を効率的に行うことが必要となっている。
- 3 そのため、指定検疫物のうち、動物についてはマイクロチップ等の個体識別措置を講じているものを、動物以外のものについては容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難なものを除いて標識を付すこととする。
- 4 また、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)における基本的な目標訪日外国人旅行者数(平成32年初めまでに4,000万人(平成27年実績1,974万

人))を達成するため、スタンプをもって輸入検疫証明書とみなすことで、訪日外国人旅行者の携帯品として輸入する指定検疫物に対する検疫にかかる時間を短縮することとする。

輸出の検査を受けなければならない物の変更（規則第53条）

- 1 法第45条に基づき、輸出検査をしなければならない物は、輸入国政府がその輸入にあたり、我が国の検査証明を必要としている物及び農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認める指定検疫物となっている。
- 2 これにより、輸入国政府がその輸入に当たり、我が国の検査証明を必要とする物でないものについても、指定検疫物であれば、輸出検査を実施し、輸出検疫証明書を交付しなければならないことになっている。
- 3 一方で、農林水産業の輸出力強化戦略に基づき、国内の輸出関連手続きを改革し、輸出の「手間を省く」こととされた。
- 4 そのため、輸入国政府が、我が国の検査証明書を必要としている物以外のもの場合には、輸出の検査を受けなければならない物から除外することとする。ただし、動物、ふ化を目的とする卵、精液、受精卵及び未受精卵については、我が国の信用を保持するため、病原体をひろげるおそれがないことを検査する必要がある。

スケジュール

意見公募：1月17日～2月15日

公布・施行：平成30年4月1日